

令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用） における選考方法の見直しについて

学生や社会人経験者、教員経験者など、教員を目指している様々な方が受験しやすい仕組みにするため、採用選考方法の大幅な見直しを行いました。概要は次のとおりです。

1 **大学3年生等の前倒し**

大学3年生等に、前倒しして一次選考の教職教養と専門教養を受験できるようになります。3年次の選考において、一定以上の点数を取った方を「選考通過者」とします。選考通過者は、翌年度論文選考を受験し、その合格者について二次選考を実施します。

■ 目的

採用選考の勉強や教育実習など、多くの準備が求められる4年生の負担を軽減し受験しやすくします。

■ 対象者（予定）

以下の全ての要件を満たす者

- ①大学3年生等*で令和6年度に卒業する見込みがある者
- ②受験に必要な免許状を令和6年4月2日から令和7年4月1日までに取得見込みの者
- ③昭和60年4月2日以降に出生した者

*大学の他、短期大学、大学院、専門学校などを想定しています。

■ その他

選考スケジュールは一般の選考に準じます。

不合格になった場合も、翌年度の受験が可能です。

<選考スケジュール（例）>

【3年生】

一次選考			二次選考
教職教養	専門教養	論文	
○	○		

選考通過

【4年生】

一次選考			二次選考
教職教養	専門教養	論文	
		○	○

不合格

一次選考			二次選考
教職教養	専門教養	論文	
○	○	○	○

2 **合格発表の前倒し**

例年10月中旬に発表していた合格発表を、民間企業の内定式（10/1～）より早い、9月下旬に変更します。

■ 目的

合否が早く分かり、受験者が進路決定を早められるようにします。

■ 対象者

全ての選考受験者

3 **集団面接の廃止**

二次選考（面接）について、集団面接を廃止し、個人面接のみを行います。

■ 目的

集団面接を廃止し、受験者の負担を軽減します。

※個人面接について、十分に能力実証が図れるよう面接内容を充実

■ 対象者

全ての選考受験者

4 **社会人特例選考における年齢要件の緩和**

社会人特例選考の年齢要件を40歳以上から25歳以上に引き下げ、社会人特例選考受験者のみが希望できる免許取得期間猶予の対象者を拡大します。

■ 目的

「社会人特例選考」の年齢要件を大幅に引き下げることで、免許なしでも受験できる免許取得期間猶予の対象者を拡大し、民間企業からの転職希望者等が受験しやすくします。

■ 対象者

年齢が25歳以上で社会人経験が2年以上ある者

※ただし、受験に必要な免許状を取得済みの者又は令和6年4月1日までに取得見込みの者は免許取得期間猶予を希望することはできません。

◎免許取得期間猶予とは？

通常、選考年度の翌年度の4月1日までに免許を取得する必要がありますが、免許取得期間猶予者は、選考合格後2年以内に取得すればよく、免許取得後に採用となります。

このことにより、民間企業からの転職希望者等も、採用選考合格後に安心して教員免許取得ができる仕組みです。

5 **東京都公立学校正規教員経験者のカムバック採用**

一次選考を免除するカムバック採用を新設します。

■ 目的

途中退職した東京都公立学校正規教員経験者が教育現場に復帰しやすくします。

■ 対象者

退職時と同じ校種等・教科（科目等）で受験する場合で、退職後10年を経過していない者（令和5年度実施選考においては平成26年3月31日以降に退職した者）

詳細な情報については、3月下旬に発表予定の「令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）実施要綱」を御確認ください。